

序章 茨城県都市計画マスタープランの目的と役割

序章 茨城県都市計画マスタープラン[※]の目的と役割

序一 1. 目的と役割

(1) 目的

本県は、可住地面積[※]が広く、首都東京に近いなどの地理的優位性を活かし、鹿島開発や筑波研究学園都市の建設などの大型プロジェクトの推進と併せ、各地でのニュータウンの建設など計画的な市街地の形成を図ってきました。

また、市街地の良好な生活環境を確保するため、道路や下水道などの都市施設[※]の整備を進めてきたところです。

一方、本格的な少子・高齢社会の到来や、人口の減少傾向への転換などを背景として、環境問題の顕在化などによる循環型社会[※]への転換や、市町村合併の進展、地方公共団体への権限移譲の進展[※]などが進められており、自立的に持続できる都市構造への転換が求められています。

また、2006年（平成18年）の都市計画法[※]改正では、大規模集客施設[※]の立地制限や開発許可制度[※]の見直しなど、拡散型都市構造[※]を抑制する法改正がなされており、本県の現状を踏まえつつ、このような動向に的確に対応していくことが求められています。

本県では、市町村合併が進んだことにより、2000年（平成12年）には41あった都市計画区域[※]が、現在、29となっています。2000年（平成12年）の都市計画法[※]改正により創設された都市計画区域マスタープラン[※]（都市計画区域[※]の整備、開発及び保全の方針）は、これらの都市計画区域[※]ごとに策定することになります。

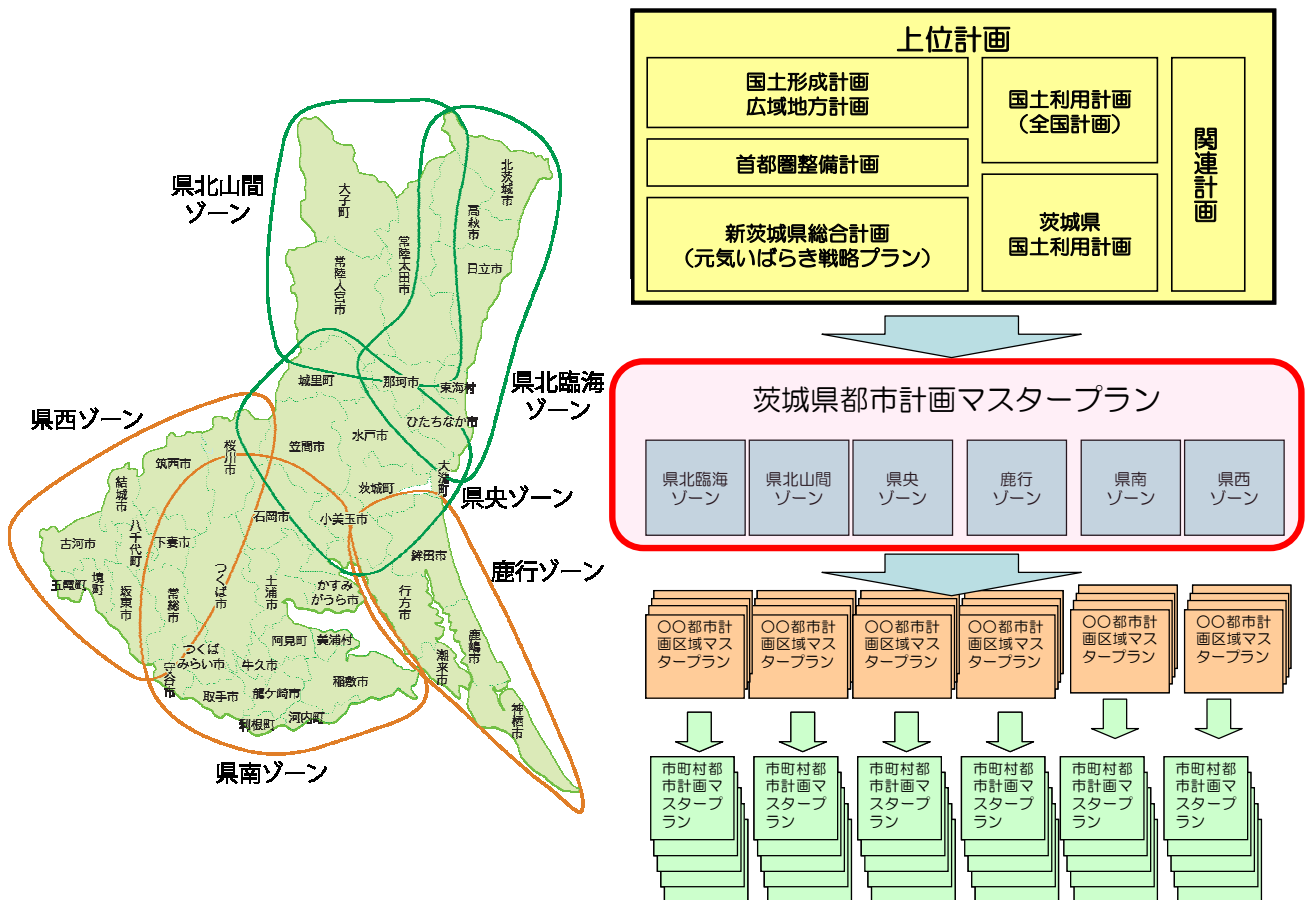
茨城県都市計画マスタープラン[※]は、これら都市計画区域マスタープラン[※]の策定にあたって、地域の活性化や県民主体の今後の取り組みなど、本県におけるこれからの都市づくりの基本方針―都市の望ましい将来像やその実現に向けた都市計画に関する基本方針―を明らかにすることを目的として策定したものです。

(2) 役割

茨城県都市計画マスタープラン*は、県土全体の都市づくりの基本方針を示すものであり、「都市計画区域マスタープラン*（都市計画法*第6条の2「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針）」並びに「市町村都市計画マスタープラン*（都市計画法*第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針）」を策定する際の指針となるものです。

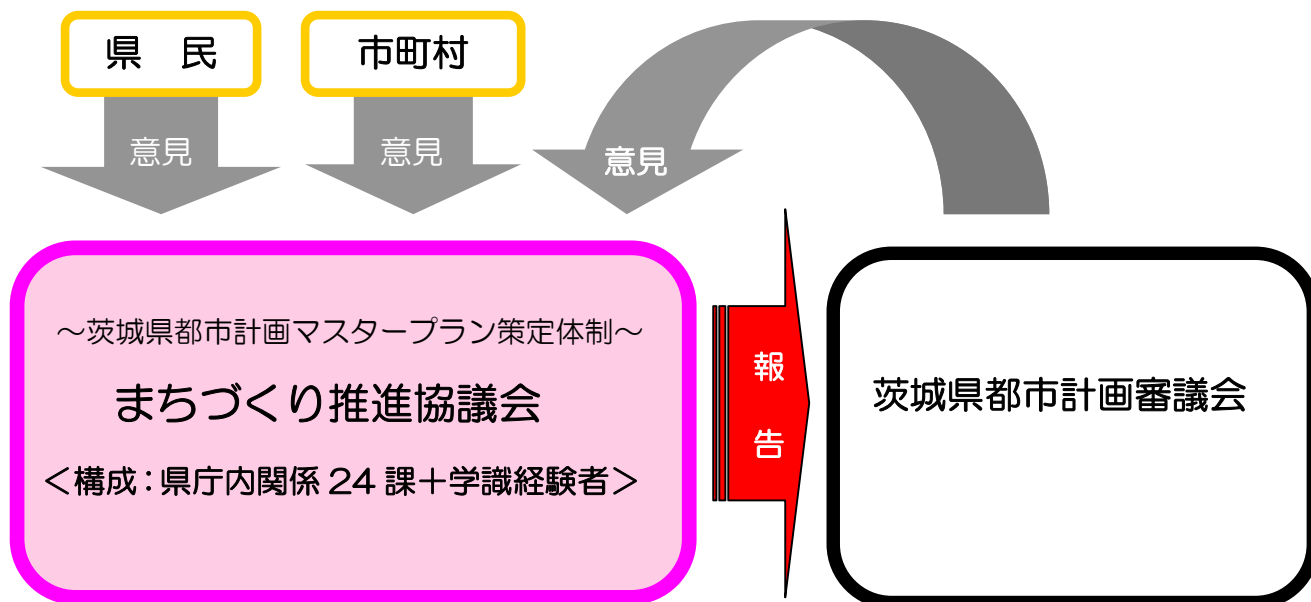
新茨城県総合計画（元氣いばらき戦略プラン）の基本方向（概ね20～25年後を展望）を踏まえ、地域活性化や県民主体の今後の取り組みなど、多様な観点から本県における都市計画の基本的な方向性を明らかにするべく、策定しました。

このため、本県の都市計画に関するマスタープランと他の計画との関係は以下の図に示すようになっていきます。



序一 2. 策定体制と進め方

茨城県都市計画マスタープラン^{*}は、県庁関係課からなる「まちづくり推進協議会」を中心に、学識経験者の助言や市町村の意見を踏まえながら検討を進め、広く県民からの意見を聞きながら策定します。



序一 3. 目標年次

茨城県都市計画マスタープラン^{*}の「都市づくりの基本理念」及び「将来都市像」については、県の総合計画において概ね20～25年後を展望した「いばらきづくりの基本方向」との整合を図ることから、概ね20年後（2025年度（平成37年度））を目標とします。

また、将来都市像の実現に向けた「都市計画に関する基本方針」は概ね10年後（2015年度（平成27年度））を目標年次とします。